



心ゆたかに

人権問題啓発誌

第18号

— 部落差別をはじめあらゆる差別をなくするために —

2012年(平成24年)12月1日 米子市人権政策局人権政策課 TEL(0859)23-5415

安心

人権尊重都市
「米子市」

自信

自由

米子市では、1988年(昭和63年)に旧米子市において、また、1990年(平成2年)に旧淀江町において、それぞれ【人権尊重都市宣言】を行ない、1994年(平成6年)にはそれぞれが【部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例】を制定しました。

新米子市となった2005年(平成17年)に新たに【部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例】を制定し、翌年の2006年(平成18年)には「あらゆる人権侵害をなくすことを誓い、安心して、自信を持って、自由に行動できる社会の実現のために、米子市を『人権尊重都市』とする」旨の【人権尊重都市宣言】を行ない、人権尊重の視点で行政施策を推進してきました。

また、市政における人権施策の重要課題として、同和問題・外国人・障がい者・女性・子ども・高齢者・病気にかかった人に関する人権問題の解決に取り組んできました。

しかし、近年では、インターネットにおける個人情報の流出や差別的書き込みなどの人権侵害に加え、さらには、その他さまざまな人権問題についての取り組みが求められ、これらの課題への適切な施策を講ずることが必要になってきました。

そのため、2006年(平成18年)に策定した【米子市人権施策基本方針】・【米子市人権施策推進プラン】を、現在の社会情勢や各種制度に対応するよう、今年2月に改訂しました。

米子市が推進する人権施策

今回の改訂では、本市が積極的に人権施策を推進すべき人権課題として、これまでの課題を見直すとともに、新たな課題を「その他さまざまな課題」として追加し、次のようにまとめました。

- ◇ 同和問題
- ◇ 外国人
- ◇ 障がい者
- ◇ 男女共同参画（改訂前は、「女性」）
- ◇ 子ども
- ◇ 高齢者
- ◇ 病気にかかわる人（改訂前は、「病気にかかった人」）
- ◇ その他さまざまな課題（犯罪被害者等・性的マイノリティ・生活困難者・刑を終えて出所した人等・インターネットにおける人権侵害といった人権問題）

上記の「その他さまざまな課題」についても、それぞれの課題に応じた施策を推進します。

犯罪被害者等※1

※1：犯罪被害者とその家族や遺族

犯罪被害者等に対する社会の理解は、これまで十分とはいえず、犯罪による直接的な被害だけでなく、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担や周囲の人々の噂や中傷など被害後に生じる二次的被害を受けることがあるため、犯罪被害者等の心情や実情等を理解し、人権に配慮することが必要であり、また、社会的な被害者支援の気運の醸成が不可欠です。

⇒ 犯罪被害者等について誤解や偏見がうまれないよう啓発を推進するとともに、NPO法人とっとり被害者支援センター等と連携を図ります。

性的マイノリティ※2

※2：心と体の性が一致しない人などの性的少数者

性的マイノリティの人々は、社会的に異質なものとして、誤解や偏見、差別意識が払拭されておらず、嫌がらせや侮辱的な言動を受けたり、雇用面において制限や差別を受けたりするなどさまざまな課題が生じています。

⇒ 性的マイノリティについての正しい理解と認識が得られるよう啓発を推進するとともに、各種申請書等の市の公文書について、不必要な場合には「性別」欄の記載を省略するよう取り組みます。

生活困難者

昨今の厳しい経済情勢により、離職を余儀なくされたり、働いても低賃金のため最低限度の生活を営むための収入を得ることができないといった生活困難に直面する人が増えており、憲法が保障する人間らしい最低限度の生活を営む権利や勤労の権利が保障されているとはいえない状況が社会的な問題になっています。

⇒ 生活困難者が生活に困窮されないよう、生活保障や自立支援を図ります。

刑を終えて出所した人等※3

※3：刑を終えて出所した人や刑の途中で仮釈放になった人と、それらの家族

罪や非行を犯した人やその家族については、社会の理解が十分でなく、偏見や差別意識が存在し、特に、刑を終えて出所した人等については、以前から偏見や差別意識が根強く、本人に更生意欲があっても、就職や住居の確保などで差別的な扱いを受けることがあるため、本人が社会復帰して円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲のほか、家族や職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

⇒ 法務省が主唱する「社会を明るくする運動」に取り組むとともに、偏見や差別意識が解消されるよう啓発を推進します。

インターネット

インターネットの急速な普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上する一方、インターネットの持つ匿名性などといった特性により、電子掲示板への誹謗中傷、差別的書き込みや個人情報の大量流出など新たな人権問題が生じています。また、インターネットでは、情報が瞬時に広範囲に広がるとともに回収が極めて困難であることから、深刻な人権侵害に発展しやすい特徴があります。

⇒ インターネット等を利用するにあたっては、情報モラル※4や情報の収集・発信における個人の責任について理解されるよう啓発を推進するとともに、インターネット上での不特定多数の者に関わる差別的で、社会的に影響の大きい掲示等による人権侵害に対して被害の拡大防止に努めます。

※4：プライバシーの保護、著作権の尊重、発信する情報の正確性や信頼性など情報を扱ううえで守るべきこと。

※詳しい内容は、本市ホームページの中で、「くらしのガイド」の「くらし」の項目にある「人権」コーナーに掲載しています。

身元調査お断り!

☆人権 侵さず 侵されず☆

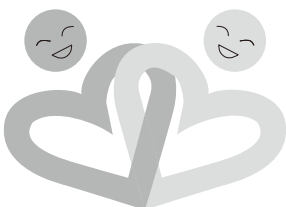
米子市では、『本人通知制度』を実施しています。

この『本人通知制度』は、「戸籍謄本」や「住民票の写し」などを、本人の代理人や第三者に交付したときに、事前に登録した人に対して、その事実を通知するもので、「不正請求」や「不正取得」の抑止につながります。

この制度による「通知」を希望される方は、『事前の登録』が必要です。

- ◆登録できる方 米子市に「本籍」あるいは「住民登録」がある方(過去にあった方を含みます。)
- ◆登録方法 「登録希望者ご本人」が「本人確認書類」(運転免許証、パスポート、顔写真付き住民基本台帳カードなど)を持って、市役所市民課または淀江支所地域生活課の窓口で登録の手続きをしてください。(登録は無料です。)

※代理人が申し込まれる場合は、本人の「委任状」が必要です。くわしくは、市民課(電話23-5144)にお問合せください。



米子市人権啓発シンボルマーク

『人と人がつながり連帯していくこと』をイメージし、米子市が発行する人権啓発誌、チラシ、ポスターなどに使用しています。

※本誌の題字の背景のマークです。

12月4日～
10日

人権週間

みんなで築こう 人権の世紀
—考えよう相手の気持ち
育てよう思いやりの心—

国際連合は、「世界人権宣言」を採択した1948年(昭和23年)12月10日を『人権デー』と定め、加盟国に記念行事の実施を呼びかけています。

日本でも、この『人権デー』を最終日とする1週間(12月4日から10日まで)を【人権週間】と定め、全国で人権に関する啓発活動を実施しています。

★米子市では、今年度の【人権週間】に実施する啓発活動として、次のイベントを開催します。



よなごの人権フォーラム'12



講演『可能性を信じて～変化する素晴らしさ～』—パラリンピックを通して—

講師/高橋 明さん (NPO 法人アダプテッドスポーツ・サポートセンター理事長)

日時/2012年(平成24年)12月9日(日) 13時30分から15時30分まで

会場/米子コンベンションセンター 小ホール ※入場無料・申込不要

●お問合せ先 米子市人権情報センター(米子市役所第2庁舎) 電話 0859-37-3183・FAX 0859-37-3184

第38回 米子市人権・同和教育研究集会

テーマ ～みんなで差別をなくし幸せな社会を実現しよう～

講演会や意見発表のほか、市内の保育園、幼稚園、学校、地域、職場などでのさまざまな人権教育の取り組みについての発表があります。市内の身近な現状を知り、人権問題と自分との関わりを考える機会として、みなさんぜひご参加ください。

日時 2013年(平成25年)1月24日(木) 9時20分から16時30分まで

会場 米子コンベンションセンター

日程 9:00 9:20 9:45 10:20 10:30 12:00 13:20 16:30

| | | | | | | |
|----|-----|------|----|------|--------|-----|
| 受付 | 全体会 | 意見発表 | 休憩 | 記念講演 | 昼食(移動) | 分科会 |
|----|-----|------|----|------|--------|-----|

意見発表 中学生・企業

記念講演 講師: 矢崎 節夫さん(児童文学者・金子みすゞ記念館館長)

演題: 『みんなちがって、みんないい。—金子みすゞさんのうれしいまなざし—』

20世紀、私たちはもしかすると「私とあなた」という自分中心のまなざしで駆け抜けてきたのかもしれない。「私とあなた」から「あなたと私」というまなざしに変えることで出会える喜びについて、やさしくわかりやすく語っていただきます。

分科会 就学前・学校・PTA・地域・企業・行政・職域・高齢者の認知症などの7分科会で構成

主催 第38回米子市人権・同和教育研究集会実行委員会

※参加無料・事前申込不要

※手話通訳あり(全体会・意見発表・記念講演・第7分科会のみ)

●お問合せ先 米子市人権政策課(電話 0859-23-5415)

第35回全国人権保育研究集会

日時/2013年(平成25年)1月19日(土)～20日(日)

参加資料代: 4,000円(事前申込必要)

会場/米子コンベンションセンター ほか

日程/19日(土)《開会行事・特別報告・記念講演・閉会行事》13時から16時40分まで(受付:12時)
20日(日)《分科会》9時30分から15時まで(受付:9時)

●お問合せ先 第35回全国人権保育研究集会鳥取県実行委員会事務局

電話 0857-22-7940・FAX 0857-22-7930・E-mail:kenren-t@ia3.itkeeper.ne.jp